

# 第269回鳥取県内水面漁場管理委員会

日時 平成29年5月19日（金） 午前10時30分から  
場所 セントパレス倉吉（倉吉市上井町1丁目9番地2）

## 議 事 次 第

- 1 開会
- 2 事務局員紹介
- 3 挨拶
- 4 議事録署名人の指名
- 5 議事
  - (1) 協議事項
    - ① あゆの採捕禁止（加勢蛇川、勝田川）に関する指示について【資料1】
    - ② 千代川大口堰周辺区域における水産動物の採捕禁止に係る指示について【資料2】
  - (2) 報告事項
    - ① 内水面漁業指導員による取締活動状況について【資料3】
    - ② コイヘルペスウイルス病の蔓延防止に係る委員会指示に関する聞き取り結果について【資料4】
    - ③ 水産分野における産業管理外来種について【資料5】
    - ④ アユ資源緊急回復試験の実施計画について【資料6】
- 6 その他
- 7 閉会

## 第269回鳥取県内水面漁場管理委員会出席者名簿

### <委員会>

(任期：平成28年12月1日～平成32年11月30日)

区分	氏名	所属等	備考	出欠
漁業者代表 (3名)	てらさき けんいち 寺崎 健一	千代川漁業協同組合 理事		
	たけうち てつろう 竹内 哲郎	日野川水系漁業協同組合 理事		
	きぬみ やすたか 絹見 康孝	東郷湖漁業協同組合 理事		
遊漁者代表 (2名)	すいたに ゆかり 水谷 由香里	元関金小学校非常勤職員		
	あんどう しげとし 安藤 重敏	前湖南学園高長、元鳥取県立博物館副館長、国土交通省環境アドバイザー	会長	
学識経験 (3名)	かわはら みきこ 川原 三紀子	元米子高校非常勤講師		
	ばんばら まさこ 番原 昌子	西部総合事務所日野振興センター日野振興局自然保護監視員(非常勤)		
	西本 ゆかり	天神川漁業協同組合職員		

### <鳥取県>

所属	職名	氏名
鳥取県栽培漁業センター増殖推進室	研究員	田中 靖
鳥取県農林水産部水産振興局水産課漁業調整担当	係長	丹下 菜穂子

### <委員会事務局>

役職	氏名	備考
事務局長	平野 誠師	鳥取県農林水産部水産振興局水産課 課長
次長	石原 幸雄	鳥取県農林水産部水産振興局水産課 課長補佐
書記	高橋 健太	鳥取県農林水産部水産振興局水産課漁業調整担当

## 平成29年度におけるあゆの採捕禁止に関する指示について

## 1 指示の目的

県内の内水面におけるあゆの採捕に関し、各地域の実情に応じて制限をかけることで、資源の保護を図るとともに、漁場の使用に関する紛争の防止を図るため。

## 2 あゆの採捕禁止に関する指示の背景・経過

- ・ 漁獲庄の高い投網による採捕開始時期を遅らせ、あゆ資源の保護を図り、さお釣り客があゆ採捕を楽しめる期間を確保してほしいという琴浦町からの要望を受けて指示を発出。
  - ・ 加瀬蛇川（平成12年度～）
  - ・ 勝田川（平成13年度～）

## 3 平成29年度における指示案

(1) 琴浦町からの要望書：p. 3～5 参照

(2) 指示の告示案：p. 6 参照

## 4 これまでの当委員会における協議内容及び結果

## ○ 第237回委員会（平成21年5月13日）

（協議内容）

- ・ 平成22年からは次のような取扱いとする。

## ① 漁業権を免許されている河川（千代川、天神川、日野川）

原則、当委員会が特に必要と認めた場合を除き、指示を出さない（各漁業権者の管理に任せる）。

（理由）

県内水面漁業調整規則に規定する採捕禁止の期間又は区域（以下、「採捕禁止期間等」という。）以外の採捕禁止期間等を設定する場合、その河川が漁業権を免許されている河川であれば、漁業権魚種の適正な管理が求められる漁業権者（漁業協同組合）が定める「行使規則」及び「遊漁規則」により、必要に応じて設定されることが望ましい。

第五種共同漁業権の免許を受けた者（漁業協同組合）には、漁業権魚種の増殖義務が課せられる（法第127条）。増殖と管理を通じて内水面の資源的価値を高めることを裏腹に漁業権免許されているもの。

## ② 漁業権を免許していない河川（加勢蛇川、勝田川等）

委員会が特に必要と認めた場合に限り、指示を発出する。

【参考法令等】

○ 鳥取県内水面漁業調整規則（抜粋）

（禁止期間）

第26条 次の表の左欄に掲げる水産動物は、それぞれ同表右欄に掲げる期間は、これを採捕してはならない。

水産動植物の種類	禁止期間
あゆ	2月1日から5月31日まで及び9月26日から10月31日まで

○ 漁業法（抜粋）

（海区漁業調整委員会又は連合海区漁業調整委員会の指示）

第67条 海区漁業調整委員会又は連合海区漁業調整委員会は、水産動植物の繁殖保護を図り、漁業権又は入漁権の行使を適切にし、漁場の使用に関する紛争の防止又は解決を図り、その他漁業調整のために必要があると認めるときは、関係者に対し、水産動植物の採捕に関する制限又は禁止、漁業者の数に関する制限、漁場の使用に関する制限その他必要な指示をすることができる。

（内水面漁場管理委員会）

第130条

- 1 都道府県に内水面漁場管理委員会を置く。
- 2 内水面漁場管理委員会は、都道府県知事の監督に属する。
- 3 内水面漁場管理委員会は、当該都道府県の区域内に存する内水面における水産動植物の採捕及び増殖に関する事項を処理する。
- 4 この法律の規定による海区漁業調整委員会の権限は、内水面における漁業に関しては、内水面漁場管理委員会が行う。

○ 各漁協の遊漁規則（行使規則）によるあゆ採捕に関する規定

6月1日から9月25日まで及び11月1日から翌年1月31日までの間で組合が毎年定めて公表する期間



鳥取県内水面漁場管理委員会

会長 安藤重敏様

### 要 望 書

加勢蛇川、勝田川における投網によるアユ採捕禁止期間の設定について

琴浦町長 山下一郎



[要旨]

加勢蛇川（東伯郡琴浦町大字野井倉266地先えん提から下流の区域）及び勝田川（東伯郡琴浦町大字佐崎154-1地先佐崎橋から下流の区域）に於いて、6月1日から6月30日までの間、アユの投網による採捕禁止について、格別のご高配をいただきますようお願いいたします。

[説明]

加勢蛇川、勝田川は琴浦町にとって重要な水源であり、また川魚にとって繁殖、生育に重要な河川であります。

加勢蛇川は、昔から名前のごとく、氾濫を起こすために堰堤等の整備が進められ、魚道も年次的に整備され魚の住む、環境整備も行われてきました。現在、加勢蛇川の環境美化を守る運動を地域住民の方々と行い、魚の住み良い環境づくりを行っています。平成12年度より投網禁止の指示をいただき、広報、看板設置及びパトロール等にて、町内外の釣り人の方々への周知を図ってきましたが、6月1日のアユの解禁と同時に、河口付近にて投網による採捕が多く、一網打尽となっています。

勝田川は、そこに棲む漁種も豊富で、特にアユ漁の解禁期間は、多くの釣り人で大変賑わっています。県の御協力を得て、平成11年度から7箇所の魚道設置や、成美地区に親水公園を整備していただくなど、勝田川の環境美化に努めてまいりました。また、平成13年から平成15年に、アユの資源の確保と河川の環境美化アピールを目的に、アユの放流を実施し、資源回復の状況を見守っているところですが、加勢蛇川と同様、6月1日のアユの解禁と同時に、河口付近にて投網による採捕が多く、一網打尽となっています。

つきましては、アユ資源を守り、多くの遊漁者のためにも6月1日から6月30日までの間、投網による採捕の禁止等による適切な処置を、本年も引き続き、とっていただきますようお願い申し上げます。

平成29年4月12日

# 琴浦町全図



鳥取県内水面漁場管理委員会告示第 号

漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 67 条第 1 項及び第 130 条第 4 項の規定に基づき、あゆの繁殖保護を図るため、その採捕を次のとおり禁止する。

平成 29 年 5 月 日

鳥取県内水面漁場管理委員会会長 安藤 重敏

採捕を禁止する河川	禁止する漁法	禁止する期間
1 加勢蛇川（東伯郡琴浦町大字野井倉 266 地先えん堤から下流の区域）	投網	平成 29 年 6 月 1 日から同月 30 日まで
2 勝田川（東伯郡琴浦町大字佐崎 154-1 地先佐崎橋から下流の区域）	投網	平成 29 年 6 月 1 日から同月 30 日まで



## 千代川大口堰における水産動物の採捕禁止に関する指示について

## 1 指示の目的

千代川大口堰においては、特にあゆをはじめとする魚類の遡上阻害等が発生しており、水産動物の保護を図る必要があるため。

## 2 状況・経過について

- ・ 県規則では、当該区域における水産動植物の採捕を禁止していない。(千代川漁業協同組合の漁業権行使規則・遊漁規則では禁止されている。)
- ・ 平成22年度に千代川漁業協同組合から、当該区域を県規則で禁止区域に設定するよう、要望書が提出された。
- ・ これまでに県が実施した調査では、当該えん堰直下には、あゆを主とする魚類が多数滞留することが認められる。
- ・ 平成24年度、当該えん堰の上流部においてあゆの降下調査を実施し滞留していることを栽培漁業センターが確認。
- ・ 現在、県規則により当該区域における採捕を禁止するため、水産庁と協議中。

## 3 指示案：p. 3 参照

## 【参考法令等】

## ○ 漁業法（抜粋）

（海区漁業調整委員会又は連合海区漁業調整委員会の指示）

第67条 海区漁業調整委員会又は連合海区漁業調整委員会は、水産動植物の繁殖保護を図り、漁業権又は入漁権の行使を適切にし、漁場の使用に関する紛争の防止又は解決を図り、その他漁業調整のために必要があると認めるときは、関係者に対し、水産動植物の採捕に関する制限又は禁止、漁業者の数に関する制限、漁場の使用に関する制限その他必要な指示をすることができる。

（内水面漁場管理委員会）

第130条

- 1 都道府県に内水面漁場管理委員会を置く。
- 2 内水面漁場管理委員会は、都道府県知事の監督に属する。
- 3 内水面漁場管理委員会は、当該都道府県の区域内に存する内水面における水産動植物の採捕及び増殖に関する事項を処理する。
- 4 この法律の規定による海区漁業調整委員会の権限は、内水面における漁業に関しては、内水面漁場管理委員会が行う。

## 千代川漁業協同組合遊漁規則

(禁止区域)

第5条 前条の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる区域内においては、それぞれ同表に掲げる期間内は、遊漁を行ってはならない。

略	1月1日から 12月31日まで
鳥取市円通寺の円通寺橋上流端から上流 240 メートルから上流 535 メートルの地点 までの区域	
略	略

### ○ 鳥取県内水面漁業調整規則

(試験研究等の適用除外)

第38条 第26条から第35条まで及び前条の規定は、試験研究、教育実習又は増殖用の種苗(種卵を含む。)の供給(自給を含む。)(以下本条において「試験研究等」という。)のため水産動植物の採捕について知事の許可を受けた者が行なう当該試験研究等については、適用しない。

2 前項の許可を受けようとする者は、様式第10号による許可申請書により許可を知事に申請しなければならない。

3 知事は、前項の許可をしたときは、その申請者に様式第11号による許可証を交付するものとする。

4 知事は、漁業調整又は水産資源の保護培養のため必要があると認めるときは、第1項の許可をするに当たり、当該許可に制限又は条件を付けることができる。

5 第1項の許可を受けた者は、当該許可に係る試験研究等が終了したときは、遅滞なく、その経過を知事に報告しなければならない。

6 第1項の許可を受けた者は、許可証に記載された事項に違反して当該試験研究等を行ってはならない。

7 第1項の許可を受けた者は、許可証の記載事項について変更をしようとするときは、知事の許可を受けなければならない。

8 第2項から第4項までの規定は、前項の変更の許可についてこれを準用する。

9 第22条及び第23条の規定は、第1項の許可を受けた者にこれを準用する。

(案)

鳥取県内水面漁場管理委員会告示第 号

漁業法（昭和24年法律第267号）第67条第1項及び第130条第4項の規定に基づき、水産動物の繁殖保護を図るため、その採捕について次のとおり指示する。

平成 29 年 5 月 日

鳥取県内水面漁場管理委員会会長 安 藤 重 敏

1 指示内容

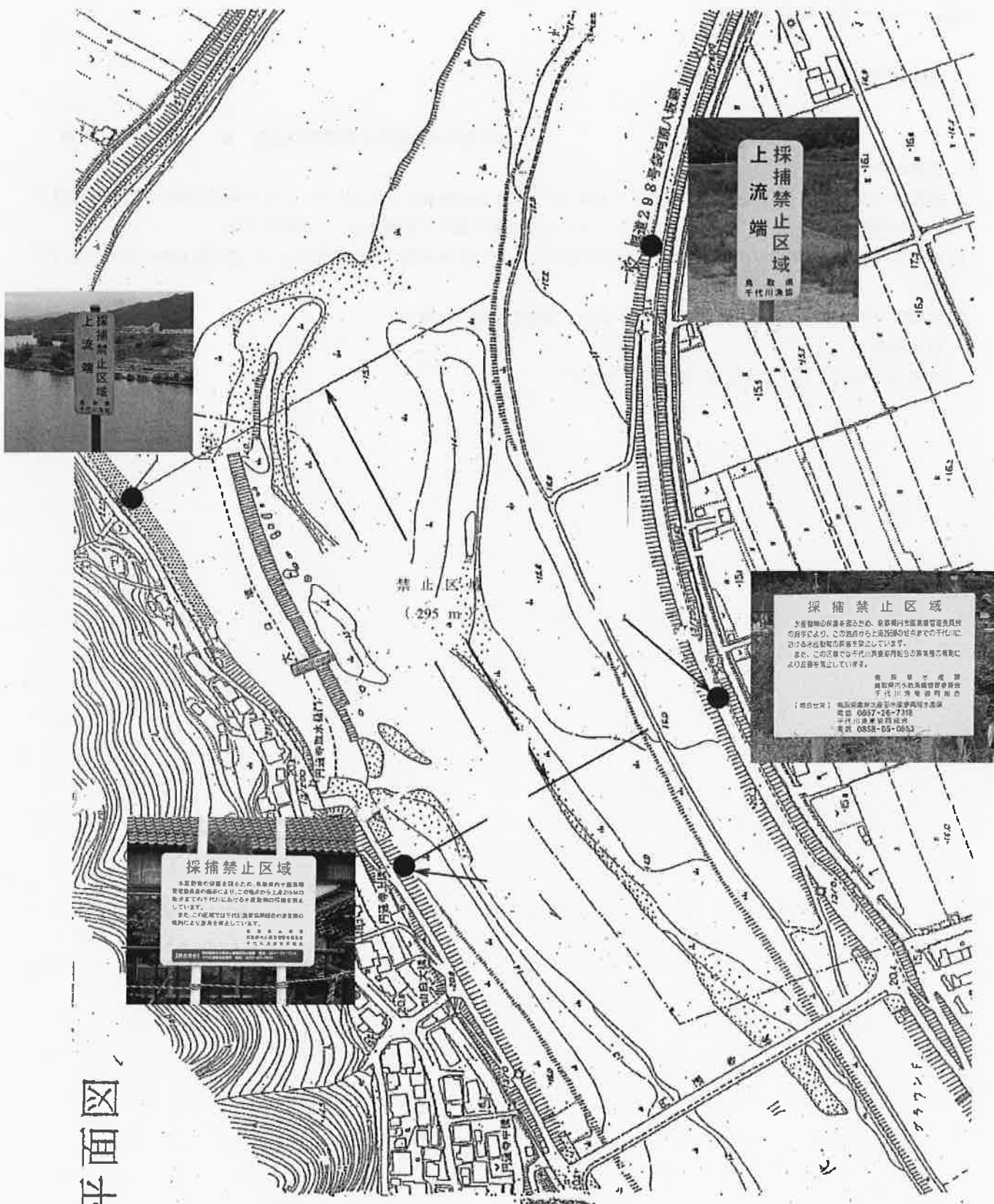
鳥取市円通寺における円通寺橋上流端から上流 240 メートルの地点と上流 535 メートルの地点の間の千代川の区域では、水産動物を採捕してはならない。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

- (1) 鳥取県内水面漁業調整規則（昭和 40 年鳥取県規則第 47 号）第 38 条第 1 項の規定により、鳥取県知事の許可を受けた場合
- (2) 鳥取県内水面漁場管理委員会が特に理由を認め、採捕を承認した場合

2 指示期間

平成 29 年 6 月 1 日から平成 30 年 5 月 31 日まで

参考図 (大口堰)



平面図

## 漁業指導員の職務

## 1 役割

## 内水面漁業指導員設置要領抜すい

第6条 漁業指導員は、漁業監督吏員の補助員として、その担当する区域の内水面漁業に関し次の各号に掲げる職務を行うものとする。

(1) 漁業者または遊漁者において法令に違反するものがないか、または資源の保護培養を害するものがないかについて監視すること

(2) 関係漁業協同組合または関係取締り機関もしくは指導機関に対して漁業の調整及び取締り並びに資源の保護に関する事項について連絡すること。

2 漁業指導員は、前項第1号の職務を遂行するに当たり、漁具、漁法、操業区域、操業期間または資源の保護に関し法令に違反する恐れがあると認める場合においては、違反防止について懇切な指導を行い、違反の事実があると認めるときは、適切な指導を行い、あるいはその実情を調査し、関係漁業協同組合または取締り機関に連絡しまたは通報し、法令の規定の適用に関し万全を期さなければならない。

## 2 漁業監督・監視員等の業務内容比較

区分	任命権者	業務内容	監督・指導等の根拠となる法令
漁業監督吏員 (県の業務)	漁業法第74条に基づき、知事がその所部の職員の中から任命する	○法令が遵守されるよう監督 ・法令違反の有無の査察 ・違反者を摘発し行政措置をとる権限 ○漁場、事務所等に臨んで、その状況もしくは帳簿書類その他物件を検査し、関係者に対し質問することができる 知事が検事正と協議をして指名したものは、司法警察員として職務を行う	漁業法、水産資源保護法等及びそれらに基づく政省令、県規則
漁場監視員 (漁協の業務)	遊漁規則に基づき漁協組合長が任命	遊漁規則の励行に関し必要な指示・指導権限 ・遊漁証の提示要求 ・料金の徴収 ・遊漁規則に基づく指導	漁業法第129条に基づく遊漁規則 (知事の認可)
漁業指導員 (知事の委嘱)	設置要領に基づき、知事が委嘱	漁業監督吏員の指示により法令が励行されるよう監視・指導権限 ・漁業者・遊漁者に対する監視・指導	漁業法、水産資源保護法等及びそれらに基づく政省令、県規則

## 3 漁業指導員の委嘱数

千代川水系4人、天神川水系3人、日野川水系4人、湖山池1人、東郷湖1人 計13人

## 4 監視区域・勤務日数

各担当区域内の指導員間で相談して、各指導員の監視区域を決定。毎月4日勤務。原則1日8時間勤務。

内水面漁業指導員年間指導スケジュール

指導項目	指導期間											
	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
・禁止区域での採捕 (主要えん堤)												
・知事許可漁業の無許可採捕												
・禁止期間 あゆ					あゆ遡上時期							
・渓流魚 (やまめ等)										産卵期		
・さけ										産卵期		
・禁止漁法による採捕 (刺網、電気使用等)										さけ遡上時期		
・魚の体長制限違反										産卵期		
・遊漁指導												
・コイの移動・放流等禁止区域 域内でのコイの移動・放流等												
・ブラックバス類・ブルーギ ルのキヤッチアンドリリース 禁止												

## 資料－４

コイヘルペスウイルス病の蔓延防止に係る委員会指示に関する聞き取り結果について

コイヘルペスウイルスまん延防止にかかる制限区域の指示について13府県（山形、宮城、石川、栃木、埼玉、三重、京都、兵庫、岡山、島根、広島、山口及び福岡）についての内水面漁場管理委員会の委員会指示の内容を調査した結果、以下の通りでした。

（平成29年5月10日現在）

項目	内容	県数	
指示の範囲	(1) 全県（委員会指示）	6（栃木、三重、埼玉、兵庫、京都、福岡）	
	(2) 水系全体（委員会指示）	1（宮城）	
	(3) 持ち出し制限区域を水系ごとに一部指定（例：〇〇水系△△ダム上流は除く等）	①委員会指示	1（山口）
		②県告示・公告	4（山形、石川、島根、広島）
(4) 委員会指示していない	1（岡山）		

【委員会指示範囲が全県の河川の県への聞き取り】

1. 養鯉業者との間にトラブル=>なし
2. コイの死亡があった時の対応=>状況判断により検査、検査不要の場合は処分を指示

県	対応
栃木	■ KHV病が疑われる場合は、既発生・未発生水域にかかわらず検査する。
埼玉	■ 既発生水域は検査せず処分を指示。未発生水域の場合は、検査する。
三重	■ KHV病が疑われる場合は、既発生・未発生水域にかかわらず検査する。 ■ 公共水面は検査する。個人池は依頼があれば検査する。
京都	■ 平成15年に作成したマニュアル通りに対応。 ■ 河川では未発生水域はするが既発生水域は検査しない。池は状況に応じて検査する。個人池は処分を指示。
兵庫	■ 既発生水域は検査せず処分を指示。（マニュアルでは検査することになっている） ■ 未発生水域、大量斃死等の場合はケースバイケースで判断し検査する。 ■ 毎年、年度当初に市町村・庁内関係課、機関に注意喚起の通知をしている。
福岡	■ KHV病が疑われる場合は、既発生・未発生水域にかかわらず検査する。 ■ 委員会指示とKHV病対応は別物。魚病対応は基本的に発生当初と同じ。
鳥取	■ KHV病が疑われる場合は、既発生・未発生水域にかかわらず検査する。

※処分：死亡魚の埋却、焼却処分

【コイヘルペスウイルス病の蔓延防止に係る委員会指示の比較】

全県指定の事例（埼玉県）					
1.指示内容	コイヘルペスウイルス病のまん延を防止するため、 <u>県内の公共用水面及びこれと接続一体をなす水面においては、埼玉県内水面漁場管理委員会が承認した場合及び埼玉県が疾病検査を行う場合を除き、コイの生きたままの持ち出し及びコイの持込みをしてはならない。</u>				
2.指示期間	平成 29 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日まで				
水系ごとに指示範囲を指定（鳥取県）					
1 指示内容	<p>(1) コイの持ち出し等の禁止</p> <p>ア コイヘルペスウイルスを保有しているコイが確認された県内の公共用水面及びこれと接続一体をなす水面のうち鳥取県内水面漁場管理委員会（以下「委員会」という。）が指定する範囲（以下「当該水域」という。）から、コイを持ち出した上、当該水域以外の水域に放流し、又は遺棄してはならない。ただし、公的機関が実施する疾病検査等に供する場合は、この限りでない。</p> <p>イ 委員会は、当該水域の範囲を指定したときは、速やかに公表するものとする。</p> <p>(2) コイの放流等の制限</p> <p>ア 県内の公共用水面及びこれと接続一体をなす水面に増殖目的で次の表の左欄に掲げるコイを放流しようとする場合は、同表の右欄に掲げる事項を遵守すること。</p> <table border="1"> <tr> <td>県内で飼育された放流用のコイ</td> <td>当該コイ群について・・・（中略）・・・陰性であることを確認すること。</td> </tr> <tr> <td>県外で飼育された放流用のコイ</td> <td>当該コイ群を放流しようとする日の前日までに、・・・（中略）・・・陰性であることを証明する書類を提出すること。</td> </tr> </table> <p>イ 当該水域に増殖目的で放流用のコイを放流しようとする場合は、アの事項に加えて次に掲げる事項を遵守すること。</p> <p>(ア) 4月1日から10月31日の間は放流しないこと。</p> <p>(イ) 一箇所での集中放流を避け、分散放流に努めること。</p> <p>ウ 生死を問わず、県内の公共用水面及びこれと接続一体をなす水面にコイを遺棄してはならない。</p>	県内で飼育された放流用のコイ	当該コイ群について・・・（中略）・・・陰性であることを確認すること。	県外で飼育された放流用のコイ	当該コイ群を放流しようとする日の前日までに、・・・（中略）・・・陰性であることを証明する書類を提出すること。
県内で飼育された放流用のコイ	当該コイ群について・・・（中略）・・・陰性であることを確認すること。				
県外で飼育された放流用のコイ	当該コイ群を放流しようとする日の前日までに、・・・（中略）・・・陰性であることを証明する書類を提出すること。				
2 指示期間	平成29年 4 月 1 日から平成30年 3 月31日まで				
3 指示の目的	コイヘルペスウイルス病のまん延を防止するため + 告示による水系ごとの既発生水域の指定				

【委員会指示で制限区域を全県指定する場合のメリット・デメリット】

メリット	変わらないこと	デメリット
<ul style="list-style-type: none"> <li>・一般県民に KHV 病の蔓延防止に係る対応が分かりやすくなる（既発生水域が拡大するごとに委員会指示をする必要がなくなる。）</li> <li>・生存個体の殺処分の必要がなくなる。</li> <li>・確定診断の必要がなくなる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・KHV 病の疑いのある検体の検査</li> <li>・蔓延防止の対応（地域住民への注意喚起など）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特になし</li> </ul>



## 水産分野における産業管理外来種の管理の考え方（案）

### （通知文書の位置付け）

平成27年3月、水産庁の関係3課長連名で都道府県に宛てた事務連絡において「産業管理外来種の利用に当たっては、リスト掲載種毎に示した付加情報の利用上の留意事項に沿って適切な管理を行うことが期待される」と通知したところ。

今般、産業管理外来種（ニジマス、ブラウントラウト、レイクトラウト）の分布や生態、管理の実態、産業利用の状況等新たな知見を踏まえ、これら魚種にかかる関係者がそれを利用する際の具体的な留意事項を整理し通知することとする。

### （通知文書案）

#### 1. 基本的な考え方

「外来種被害防止行動計画（平成27年3月、環境省・農林水産省・国土交通省）」において「産業管理外来種」に特定されたニジマス、ブラウントラウト及びレイクトラウト（以下、「ニジマス等」という。）については、広く第5種共同漁業権や養殖の対象となっているほか、魚食振興や新魚種開発、管理釣り場での利用等、水産業のみならず中山間地域における地域振興や当該地域経済の活性化等に大きく貢献しているところである。

一方で、行動計画は産業管理外来種について、生態系への影響がより小さく産業において同等程度の社会経済的効果が得られるような代替性がないか検討するよう求めているが、ニジマス等の現下の産業利用や社会経済的貢献の広がりにより鑑みれば現時点では適当な代替種が存在しないと考えられる。

このため、ニジマス等の利用に当たっては、代替性の検討の必要性は認識しつつ、「我が国の生態系等に被害を及ぼすおそれのある外来種リスト（平成27年3月、環境省・農林水産省）」における「利用上の留意事項」を参考に、外来種被害予防三原則（「入れない」「捨てない」「拡げない」）のうち「捨てない」「拡げない」が遵守されるよう、ニジマス等に関係する各主体がそれぞれの役割に従って適切に管理しながら利用する必要がある。

については、水産分野における産業管理外来種の適正利用及び管理のあり方に関し、各主体が行うべき事項を以下のとおり整理したので、産業管理外来種の利用にあたっては、かかる整理に従い適切な対応をよろしく願います。

#### 2. 現にある利用形態に関する各主体の役割と取組

##### （1）第5種共同漁業権関係

産業管理外来種を対象とした第5種共同漁業権の免許を受けた漁業協同組合は、ニジマスやブラウントラウトは降海し他の河川に生息域を拡大する能力を潜在的に有している実態を踏まえ、関係する都道府県（水産試験場を含む）及び内水面漁場

管理委員会と協力して、当該漁業権漁場からの移動（地域によっては、降海魚の存在を含む）、それらの分布状況や再生産等に関する情報の収集に努める。

(2) 遊漁関係（遊漁者、遊漁者団体、遊漁に関わる情報媒体等）

① 遊漁関係者は、産業管理外来種に関する正しい理解と適正利用についての普及啓発を行う。

② 遊漁関係者は、原則として、公有水面における産業外来種の放流は自粛する。現時点において、何らかの放流活動を実施している場合には、当該水面を管轄する都道府県や関係共同漁業権者に相談するとともに、水産試験場等研究機関の助言を得る。相談を受けた都道府県等においては、他の水産資源等に与える影響など、地域の実情に応じて関係者に指導・監督を行う。

③ 産業管理外来種を扱う管理釣り場の管理者又は経営者は、当該釣り場施設からの産業管理外来種の逸出防止に努めるとともに、私的放流の端緒となる蓋然性の高い生体での持ち出しが行われないよう適切な措置を講じる。

(3) 養殖業関係

産業管理外来種を扱う養殖業者は、当該養殖施設からの産業管理外来種の逸出防止に努めるとともに、生体販売を行う際には、それが私的放流に利用されないよう、購入者に対してその用途等を確認する。

(4) 試験研究機関関係

試験研究機関は、産業管理外来種の生態や生息状況等に関する科学的知見の更なる把握に努める。また、試験研究に産業管理外来種を利用する場合には、当該研究施設からの産業管理外来種の逸脱防止に努める。

3. 公的規制による対応

在来個体群が確認されるなど生物多様性保全上重要な水域がある場合や、レイクトラウトのように北方の高地や湖沼への分布拡大を防ぐ必要がある場合には、各都道府県においては、必要に応じて漁業関係法令による措置（内水面漁業調整規則や内水面漁場管理委員会指示による移植の禁止等）を講じられたい。なお、ブラウントラウトについては、これまで本州以南では定着しないと考えられてきたが、東日本や中部地方布に生息が拡大し、在来種との交雑種が確認されるなど、水産資源保護培養上の懸念も散見されている。かかる状況を踏まえ、各都道府県においては、地域の実情を踏まえ、状況により隣接自治体と連携し、必要に応じて漁業関係法令による措置（内水面漁業調整規則や内水面漁場管理委員会指示による移植の禁止等）を講じられたい。

4. 今後想定される新たな利用の取扱い

産業管理外来種を共同漁業権の対象として新たに免許する（既存の漁業権漁場における対象魚種の追加を含む）等分布域の拡大に繋がる可能性のある利用については、魚種ごとの利用上の留意事項や外来魚被害予防三原則に照らし、その是非を慎重に検討する必要がある。このため、各都道府県におかれては、事前に、関係研究機関等と十分に相談するとともに、水産庁資源管理部漁業調整課に連絡ありたい。

## 資料 6

平成 29 年 5 月 19 日  
鳥取県栽培漁業センター

### 平成 29 年度アユ資源緊急回復試験について

今年度から開始するアユ資源緊急回復試験（H29～31 年度まで 3 カ年計画）では、海域から河川まで幅広く調査を行い、アユ資源の回復を目指しますのでご協力をお願いします。

#### ○放流アユ関連

放流アユの定着性を高めるために、以下の項目について調査を行う。

項目	目的	内容	実施時期
放流時期の河川水温測定	放流に適した時期の把握	放流地点の水温変動を自記水温計で測定	放流前～1 か月程度
河床状態の評価	放流地点がアユの成育に適しているか調査	目視観察により河床の状態を調査	5 月
付着藻類の現存量調査	放流地点がアユの成育に適しているか調査	付着藻類を定期的に採集し、現存量を調査	5 月～6 月
潜水調査	放流魚の生き残りの把握	放流地点での潜水観察	5 月～7 月
冷水病の保菌調査	放流魚が河川内で減少する原因を解明	センターで冷水病検査	5 月

#### ○天然遡上アユ、流下アユ関連

天然遡上アユや流下仔魚の動向を調べるために以下の項目を調査する。

項目	目的	内容	実施時期
遡上アユ目視計数	遡上量の把握と孵化日推定	・遡上アユの目視計数 ・耳石日輪計数によって孵化日を推定	4 月～6 月上旬
流下仔魚量の把握	流下量の把握と孵化日推定	流下仔魚の採捕	10 月中旬～12 月

#### ○河川内での付着藻類減少原因の解明

河川内でアユのエサとなる付着藻類が減少しているとの声が非常に多く聞かれる。付着藻類の減少原因を解明するための足がかりとして、アンケートや聞き取り調査等を実施予定。

#### ○漁獲状況の把握

漁協で実施される解禁前の試し釣りの結果や、野帳調査等から、アユの漁獲状況を把握する。

○アユ資源減少要因調査（海域でのアユ及びアユを取り巻く環境の調査）

海域でのアユの減少原因を解明するために、以下の項目を調査する。

項目	目的	内容	実施時期
競合生物量・餌料環境の把握	カタクチイワシを対象として、アユ仔魚への食害、アユ仔魚や餌料環境との関係を検証	カタクチイワシの量や食性、海域のプランクトン量を調査	10月～2月
海域アユ仔魚調査	アユ資源変動の原因を明らかにする	砂浜域でアユ仔稚魚を採捕し、量や孵化日を調べる	12月～2月

○カワウ関連

カワウによる食害の実態や、追い払い対策の効果を検証するために以下の項目を調査する。

項目	目的	内容	実施時期
カワウ被害実態把握	カワウによるアユ等の食害の実態を把握する	捕獲されたカワウの胃内容物組成の調査	周年
テグス区間の設置と潜水観察	追い払い対策の効果検証	河川内に追い払い区間を設け、区間内のアユの動向を潜水観察する	5月